

募集型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行取引条件説明書面)

この旅行は株式会社くまもと DMC (以下当社) が企画・募集し実施する企画で、お客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。下記のご旅行条件書もご確認の上、ご応募、お申し込みください。

■**旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの** パンフレット等に記載された日程に明示された運送機関の運賃、ガイド料、消費税等諸税が含まれます。旅行日程に記載のない交通費等は含まれません。

■**お申し込み方法と契約の成立** 当社が予約の締結 (モニターツアー参加の当選) を承諾した旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出していただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

■**確定書面の交付** 現地手配事業者の連絡先が記載された確定書面を旅行開始日前日までに交付します。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■**内容・旅行代金の変更** 当社は天災地変、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため契約内容を変更する場合があります。

■**当社による旅行契約の解除** 次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行や代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■**当社の責任** 当社は、当社または手配代行者 (旅行サービスの手配を当社に代って行う者) が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意または重大な過失がある場合を除きお一人 15 万円)

■**お客様の責任** 当社はおお客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

■**特別補償** 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規程により、補償金及び見舞金をお支払いします。

■**旅程保証** 旅行日程に重要な変更が行われた場合、当社約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の 1%~5% に相当する金額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15% を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

■**個人情報の取扱いについて** 当社は、旅行申し込みの際に提出いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のため、旅行に関する諸手続きのため、今後の旅行のご案内・情報提供のために利用させていただくことがあります。

■**旅行条件基準日** 平成 29 年 7 月 1 日現在の運賃料金を基準としています。